

指定訪問介護事業にかかる重要事項説明書

目次

(重要事項説明書)

- 1 事業所の概要
- 2 事業所の実施地域
- 3 事業所の職員体制
- 4 サービス提供時間
- 5 サービスの内容
- 6 利用料金
- 7 サービスの利用方法
- 8 事業の目的および運営方針
- 9 サービス内容に関する苦情
- 10 緊急時における対応方法
- 11 事故発生時の対応

(利用契約書)

- 第1条 契約の目的
- 第2条 契約期間
- 第3条 訪問介護計画書の作成・変更
- 第4条 介護サービスの内容
- 第5条 サービスの提供の記録
- 第6条 利用料金
- 第7条 通常の事業の実施地域
- 第8条 サービスの変更・中止
- 第9条 サービス内容の変更
- 第10条 料金の変更
- 第11条 契約の終了
- 第12条 秘密保持
- 第13条 事故発生時の対応
- 第14条 損害賠償責任等
- 第15条 緊急時の対応
- 第16条 相談・苦情の対応について

指定訪問介護事業 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業所の概要

名称	特定非営利活動法人 青空	
所在地	〒843-0301 嬉野市嬉野町大字下宿甲2011番地	
指定事業所	サービスの種類	指定事業所番号
	指定訪問介護	4170900056
管理者名	北島 航	

事業内容

事業の種類	佐賀県知事の事業者指定	
	指定年月日	指定事業所番号
指定訪問介護	平成19年6月1日	4170900056

他にしている事業

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当 サービス	平成30年4月1日	4170900056
指定居宅介護・指定重度訪問介護	平成19年6月1日	4111600096

2 事業所の実施地域

嬉野市（地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。）

3 事業所の職員体制

職種	区分		職務の内容
	常勤	非常勤	
1 代表（管理者）	1名		業務・従業者管理
2 副代表	1名		従業者管理・必要な事務
3 事業所長 （サービス提供責任者 兼介護福祉士）	1名		技術指導、計画作成、 居宅介護
4 訪問介護員	4名	3名	訪問介護
① 介護福祉士	3名	2名	
② 准看護師（サービス提供責任者）	1名		
③ 訪問介護養成研修2級		1名	
④ 准看護師			

4 サービス提供時間

- (1) 営業日 毎週 月曜日から日曜日
- (2) 営業時間 午前8時から午後6時まで
- (3) サービス提供時間 午前7時から午後10時まで
ただし、午前7時から8時、午後6時から10時まではそれぞれ基本料金の25%増しとなります。

5 サービスの内容

身体介護	食事介助	嚥下や水分チェック等に注意しながら介助します 食べやすいように工夫し介助します
	入浴介助	身体状況に合わせ入浴及び清拭、洗髪を行います
	排泄介助	トイレ誘導、オムツ交換等を行います
	口腔ケア	食後口腔等の清潔のためブラッシングを行います
	体位変換	床ずれを作らないように体の向きを変えます (寝たきりの方や自分で思うように体を動かせない方等)
	衣類着脱	下着、衣類全般にわたって着替えの準備や衣類の交換を行います
生活援助	買物介助	調理に必要なもの、又その他必要な買物の代行
	調理介助	嗜好に合わせ献立を考え、調理し、配膳及び下膳を行います
	掃除	生活している部屋を掃除し整えます
	洗濯	着替え等衣類を洗濯します
	寝具等の整理	シーツ交換、布団干し、ベットメーカーキング等寝具の衛生保持
通院等乗降介助	病院受診の際、専用車両にて送迎いたします	
その他	訪問相談等	

6 利用料金

① 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本利用料金及び該当する加算の合算に各利用者様の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

介護給付の場合

利用料金→特定事業所加算Ⅱ→当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合→基本料金の10%

身体介護	20分以上～ 30分未満	30分以上～ 1時間未満	1時間以上～ 1時間半未満
	2,680 円	4,260 円	6,240 円

身体介護に引き続き生活援助を行う場合

生活援助	20分以上	45分以上	70分以上
	720 円	1,430 円	2,150 円

生活援助2	20分以上～45分未満	1,970 円
生活援助3	45分以上	2,420 円

通院等乗降介助	1,070 円
---------	---------

基本料金に対して

早朝(7～8時)	25%増
夜間(18時～22時)	

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
		基本利用料
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が訪問、同行訪問を行った場合 (1月につき)	2,000円
介護職員 処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合	加算を含む合計の 24.5 %

② 交通費

嬉野市内にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要です。

支払を受ける場合には利用者様またはご家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名、捺印をいただきます。

③ キャンセル料

利用者様のご都合により急なキャンセルの場合(サービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

利用者様の病状の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

急にキャンセルとなる場合は至急ご連絡ください。

連絡先 電話 0954-20-2656

利用日の前日までに連絡があった場合	無料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	一律1,000円

④ その他

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者様の負担となります。

⑤ 利用料金のお支払い方法

毎月15日までに前月分の請求書を発行いたしますので、27日までにお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払方法は、下記銀行振込か現金集金の2通りの中からご契約の際に選べます。

(口座振込先)

振込先	佐賀県農業協同組合 嬉野支所	佐賀銀行 嬉野支店
店舗番号	8762-726	675
口座番号	0078738	1499657
口座名義	特定非営利活動法人 青空 代表 北島 航	特定非営利活動法人 青空 代表 北島 航

※「口座振込」を選択した場合の振込手数料は、「債務者(支払義務者)」負担となります。

7 サービスの利用方法

① サービス利用開始

お電話でお申込みください。職員がお伺いします。

② サービス終了

(1) 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し込みください。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1か月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合には双方の通知が無くても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護度認定区分が非該当(自立)と認定された場合
- ・ 利用者様がお亡くなりになられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族に対して社会理念を逸脱する行為を行った場合、又は、当時業所が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者様が、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、又は利用者様やご家族等が当時業者や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8 事業の目的および運営方針

訪問介護事業所 青空は、利用者様に対し、介護保険法の趣旨にしたがって、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な訪問介護サービスを提供することを目的といたします。

- ① 訪問介護の事業は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の日常生活全般にわたる援助を行います。
- ② 利用者の意及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ③ 事業の実施に当たっては、近隣市町等地域との結びつきを重視し、杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事務所をはじめとして、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

9 サービス内容に関する苦情

当事業所苦情窓口	苦情受付 担当者	事業所長（サービス提供責任者） 兼武 智子	0954-20-2656
	苦情解決責任者	代表 北島 航	0954-20-2656
当事業所以外の 市町村の 相談、苦情窓口	嬉野市役所福祉課 地域・高齢者・介護グループ		0954-42-3306
	杵藤地区介護保険事務所		0954-69-8222
	佐賀県長寿社会課		0952-25-7054
	佐賀県国保連合会 情報・介護課 苦情処理担当		0952-26-1477

10 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の変化等があった場合は速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急連絡先(ご家族様等)、居宅サービス計画を作成した相談支援専門員等へ連絡します。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	主治医名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	

11 事故発生時の対応

利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、杵藤地区介護保険事務所、市町、当該使用者家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。